南山大学安全保障輸出管理委員会規程

（目　的）

第１条　南山大学安全保障輸出管理規程第９条に基づき、南山大学の安全保障輸出管理に関する重要事項を審議するため、南山大学安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第２条　委員会は、安全保障輸出管理に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

１　規程等の制定および改廃に関する事項

２　教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項

３　最高責任者から諮問された事項にかかる調査等に関する事項

４　その他、輸出管理に関する重要事項

（構　成）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

１　統括責任者

２　管理責任者のうち、最高責任者が指名した者　若干名

３　国際センター長

４　教育・研究事務部長

②　委員長は、統括責任者とする。

（任　期）

第４条　委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了前に退任する委員があるときは、この委員に代わって就任する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議事の運営）

第５条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

②委員会は、委員総数の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

③　委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

④　委員長が必要と認めた場合は、委員会の議を経て、委員以外の者を出席させることができる。

（事　務）

第６条　委員会の事務は、研究推進課が担当する。

附　　則

この規程は、2018年４月１日から施行する。

附　　則

この規程の改正は、2021年４月１日から施行する。

附　　則

この規程の改正は、2025年４月１日から施行する。